

(公印省略)

産 第30265-636号

令和4年1月19日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産 業 経 済 部)

「群馬県まん延防止等重点措置」の周知について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和4年1月19日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で本県への「まん延防止等重点措置」の適用が正式決定されました。

これを受けて、県では、同日、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、別添「群馬県まん延防止等重点措置」を決定しました。

つきましては、上記措置に基づき、令和4年1月21日から2月13日までの間、県民及び事業者の皆様に対して要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知くださいますようお願いいたします。

(参考1) 報道提供資料「まん延防止等重点措置適用に伴う営業時間短縮の要請及び協力金について」

(参考2) 群馬県まん延防止等重点措置

【問い合わせ先】

(群馬県まん延防止等重点措置の要請内容及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること)

・危機管理課感染症対策調整係
TEL 027-226-2420

(協力金に関すること)

・感染症対策県内企業ワンストップセンター（産業政策課内）
TEL 027-226-2731（平日8:30~17:15）